

☆江戸川区立鹿本小学校 《校外活動対応マニュアル》

1 目 的

校外活動における児童及び教職員の安全を確保するとともに、事故、災害その他の緊急事態の発生を未然に防止し、万一発生した場合には、児童の生命・身体の安全を最優先として迅速かつ適切な対応を行うことを目的とする。

2 対象となる校外活動

本マニュアルは、学校教育活動として実施する次の校外活動を対象とする。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ○ 生活科・社会科見学 | ○ 町探検等地域学習 |
| ○ 公共交通機関を利用する学習 | ○ セカンドスクール【5年】 |
| ○ 日光移動教室【6年】 | ○ 校外体育学習（スケート教室・区体育大会） |
| ○ 音楽鑑賞教室【6年】 | ○ その他、校長が必要と認める校外活動 |

3 実施前の安全管理

校外活動全般	○ 実施にあたり、実施のねらいや教育的意義を明らかにし、計画を立てる。 ○ 工場見学や体験学習等で食に関する活動があれば、アレルギー対応等の内容を十分検討する。注意が必要な活動として、調理実習や牛乳パックを使った工作、小麦粉粘土を使った活動、弁当のおかず交換、アレルギーとなる食品の清掃等が考えられるので配慮する。 ○ 津波や土砂災害などの自然災害やその他の事故・災害の危険性等の校外活動先における地域固有のリスクを調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 ○ 実地踏査で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な病院や警察等の施設、AED 配置場所等の設備を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映する。 ○ 悪天候等で活動を変更または中止する場合を想定し、事前に代案を決めておくとともに、活動中は気象情報に配慮する。 ○ 訪問先や宿泊先、旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。特に、船舶を利用する際は、業者選定や安全確保を十分配慮する。 ○ 引率教職員間での連絡方法や引率教職員と在校教職員との定期的な連絡方法について検討する。 ○ 災害発生時の避難経路や避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 ○ 障害のある児童等一人で避難できない児童への対応について検討する。
宿泊を伴う活動	○ 食物アレルギーをもつ児童についての情報と緊急時対応について、全引率教職員間で共有する。 ○ エピペン等持参薬の管理方法について確認する。教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討する。 ○ 宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢や実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そば殻枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 ○ 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。 ○ 万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 □ エピペン等持参薬の使用方法的再確認 □ 搬送可能な医療機関の事前調査 □ 円滑な治療を受けるため、必要に応じて主治医からの紹介状を用意

4 活動中の安全管理

引率教職員は人数・健康状態を適宜確認し、危険箇所では安全確保を最優先とする。児童は教職員の指示に従い、単独行動をせず、体調不良時は速やかに申し出る。

校外活動引率時の主な携行品は以下の通りとする。なお、必要に応じて追加することを検討する。

- | | | |
|---------------------------------------|---|----------------------------|
| ☐ 緊急連絡体制表 | ☐ 児童名簿（緊急連絡先を含む） | ☐ 笛 |
| ☐ 携帯用救急セット | ☐ 訪問先の地図等（避難経路・避難場所） | |
| ☐ 緊急搬送先医療機関の情報 | ☐ モバイルバッテリー | |
| ☐ 携帯ラジオ端末 | ☐ 携帯電話・スマートフォン（私物） | |

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

- 現地に到着直後に、引率職員間（必要に応じて児童も含む）で、緊急時の対処方法を確認する。
- 校外活動開始時に、児童に対して次の通り、活動中の留意事項の指導を徹底する。
 - ・ 引率教職員の指示をよく聞くこと
 - ・ 一人で行動しないこと
 - ・ 集団を離れる場合は引率教職員に必ず伝えること
 - ・ 弁当のおかずやおやつを交換しないこと
- 学校側では、職員室の黒板に、校外活動時間や内容、引率教職員が分かるように掲示する。

5 緊急時の対応

児童の生命と身体の安全確保を最優先とし、必要に応じて通報をためらわない。「8 緊急時のフローチャート」を参照する。

- 負傷・急病：応急手当→119番→学校へ連絡→保護者へ連絡→重大事故は教育委員会へ報告
- 行方不明：人数確認→捜索10分間→学校へ連絡「行方不明第2報」→110番→保護者へ連絡
↓「行方不明第1報」
学校へ連絡
- 災害：安全確保→避難→学校・関係機関と連絡→帰校又は引渡しを判断
- 不審者：児童避難→110番→学校へ連絡→安全確保

6 保護者及び関係機関との連携

事故や災害等が発生した場合は、保護者、教育委員会、警察、消防、医療機関等と緊密に連携し、正確な情報を迅速に共有する。保護者に対しては、事故の状況や学校の対応及び児童の様子について、適時、適切に説明を行う。また関係機関からの助言や指導を踏まえ、必要な支援や再発防止策を講じる。

7 活動終了後の対応

（1）事故・ヒヤリハットの記録

事故及びヒヤリハット事案については、発生状況や対応経過および結果を記録し、関係職員間で共有するとともに、今後の安全対策に活用する。

（2）事故報告書の作成

事故が発生した場合は、事実経過および対応内容を正確かつ時系列で整理し、必要に応じて事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。

（3）検証・改善

事故及びヒヤリハット事案について原因を分析し、対応の適否や課題を検証するとともに、再発防止策を検討し、校外活動の安全管理体制の改善につなげる。

（4）保護者への説明と情報共有

事故の内容や学校の対応について、保護者に対して正確かつ丁寧な説明を行い、必要に応じて経過報告や再発防止策について情報共有する。

（5）マニュアルの見直し

検証結果や関係機関からの助言等を踏まえ、本マニュアル及び活動計画、安全対策等について必要な見直しを行い、全教職員へ周知・徹底する。

8 緊急時フローチャート

《校外学習中の緊急事態対応フローチャート》

(1) 緊急事態発生

